

## 会 議 記 録

会議名称	平成 24 年度第 4 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 24 年 2 月 1 日 ( 金 ) 午前 4 時 00 分 ~ 午後 6 時 10 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	委員 山本、吉川、奥、田淵、七松 区側 政策経営部長、総務部長、行政管理担当課長、総務課長、企画課長、 スポーツ振興課長、定数・組織担当課長、経理課長、管理課長、 営繕課長、住宅課長、交通対策課長、環境課長、文化交流課長、 納税課長、中央図書館次長、
配布資料	資料 1 外部評価及び所管の対処方針 ( 案 ) 資料 2 個別外部監査テーマ推薦候補一覧 ( 参考資料 : 平成 14 ~ 22 年度の推薦テーマと外部監査実施テーマ一覧 ) 資料 3 平成 25 年度以降の行政評価等について ( 事務局案 ) 資料 4 平成 24 年度杉並区外部評価委員会報告書 構成 ( 案 ) 資料 5 24 年度外部評価の総括意見記載表
会議次第	1 開 会 2 議 題 (1)平成 24 年度行政評価に対する外部評価について 事務事業評価 財団等経営評価 (2)個別外部監査テーマ候補の推薦について (3)平成 25 年度以降の行政評価について (4)今後のスケジュールについて 「総括意見」の提出依頼と外部評価報告書の作成 平成 25 年度の外部評価委員会

会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成 24 年度第 4 回杉並区外部評価委員会を開きたいと思えます。

本日の主要な議題といたしましては、皆様方をお願いしておりました事務事業評価と財団等経営評価ですが、もう一つ、しばらくやめておりましたが、個別外部監査テーマを来年度されるということで、その候補案についてご審議いただくということ。それと、来年度以降の行政評価のあり方について事務局からご報告があるので、簡単な意見交換をしたいということでございます。

それでは最初に、事務局から資料のご確認のご説明をお願いいたします。

行政管理担当課長 きょうはお忙しいところありがとうございます。早速でございますが、資料の確認をさせていただきたいと存じます。

次第を 1 枚おめくりいただきますと、本日、メインの議題でございます「外部評価及び所管の対処方針（案）」という資料 1 でございます。この議題に関しましては本日、それぞれ事務事業評価、財団等経営評価にかかわる所管課長が出席してございます。全員ではないんですけれども、参考資料のとおりでございますので、ご参照していただければと存じます。

次は資料 2 でございます。資料 2 は、「平成 25 年度の個別外部監査テーマの推薦案」ということで、重複しているところはございますけれども、委員の皆様から 11 項目につきましてご推薦をいただきましたので、1 表にしたものでございます。また、資料 2 の参考として、14 年度から 22 年度の外部評価委員会としての推薦テーマ、そして、最終的に実施しました外部監査のテーマを 1 表にした資料を添付させていただいてございます。

資料 3 でございますが、「平成 25 年度以降の行政評価等について」、私ども事務局のこれまでの検討のまとめということで、本日、ご提示させていただいたものでございます。

続きまして、資料 4 でございますけれども、「平成 24 年度杉並区外部評価委員会報告書 構成（案）」でございまして、本日、第 4 回目の外部評価委員会でございますが、きょうまでの議論を経まして報告書を作成するということになります。あわせて、資料 5 の「24 年度外部評価の総括意見」につきましては後ほど説明をさせていただきますが、こちらにつきましてもよろしくお願ひしたいと存じます。

皆様の意見につきましては事務局でまとめまして、最終的に 24 年度の外部評価委員会の報告という形でご提示をさせていただければと考えております。

あと、本日、平成 25 年度の新年度予算の区長の記者会見がございまして、お手元に、その記者会見のときに使用いたしました資料をお配りさせていただいております。ご一読、ご参考にしていただければと存じます。以上でございます。

会長 資料等、過不足はないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、それぞれ可能な範囲で所管課長さんにもおいでいただきましたので、事務事業評価と財団等経営評価と分けてご審議賜りたいと思います。

最初に、事務事業評価についての進め方ですが、それぞれ各委員からご担当いただいた分野について 5 分程度を目安に、区の対処方針（案）も含めて簡単にご意見をいただいて、場合によってはそれについて所管課からご回答なり対応をしていただいて、最終的にまとめたいと思っております。資料 1 にありますとおり、分野ごとに、まず政策経営ですと

委員がご担当ですから、委員、この資料のナンバー 27 と 109 に沿ってお願いいたします。

委員 では、本当に簡単に申し上げさせていただきます。

2 つ担当しまして、区の施設と緊急雇用ということで評価をしました。目標と評価の関係を明確にすることをやるのは当たり前なんですけれども、それが特にこういう区の施設というところで、目的が本当は複数あるんですが、どうしてもその辺が整理されないままになっているのをまた評価するということになっております。その点が評価が非常にしにくいし、結局、事業費ベースでどのくらいいっているかというところだけが残ってしまう。ですから、改めてこういう評価をするときには、目標と評価の因果関係図というか、それを再認識していただきたいというのを主たる論点として申し述べました。

それから、もう一つが緊急雇用のほうですが、これは全国的に話題になっているもので、ちょうど国では麻生内閣のときにこういう緊急雇用対策、各自治体に基金を設けてそれを複数年にわたって使うということでお金があったもので、それが数年たっても使われずにということで会計検査院からも指摘が昨年あたりされておりました。受けた自治体のほうがこういう形で来たものをいかに自治体の政策にうまく消化するかというのは、国の目的と自治体の目的が一緒の部分とそうじゃない部分があるわけで、それを自治体に読み込み直して目標化するというのをしませんが、このような臨時的に来たものはどうしても目標がはっきりしなくなります。かつそれが雇用対策というのだから永续性を求めているわけ

ですが、お金としては永続的ではないわけで、その辺の整合性を自治体側の目で、政策を目的と実際の評価の関係でする必要がある。この辺が一番言いたかったところです。それが書いた内容です。

会長 区の対処方針（案）については……。

委員 一応そう書いてありますのですが、私が申し述べたことをどこまで受けとめていただけるのか、この限りではよくわかりません。

会長 後ほどまたご議論を賜りたいと思います。

では、委員、83 番と 94 番についてお願いいたします。

委員 私、今回初めて担当させていただいて、ちょっと要領を得なくて担当部署にはご迷惑をかけたかもしれません。区民税、都民税の徴収整理事務と商店街振興対策を選ばせていただいて、評価させていただきました。

まず、税の徴収整理事務ですが、ここにも書いておきましたけれども、これから税源移譲が進んでいくことになると、税収を上げるために、1 つは課税賦課の方法を考える。税率等の仕組みを考えるのと、もう一つやはり徴収というところ、地道なところですが、こちらのほうをきちっとしていかなければいけないという問題意識で選ばせていただきました。やみくもに取ればいいということではありませんので、やはりいろんな技術あるいはシステムづくりが必要かということで、そういうことを中心にヒアリングをさせていただきました。

そして、評価としては、いろいろ工夫もされているということなんですが、1 つ評価法のところで書かせていただいたのは、成果指標として大きなところでまず徴収件数がありますが、これは全体のものです。それから、滞納繰越分の徴収件数があります。成果指標のところでは、現年度分の調定額に対する徴収額、これは全体の徴収額の割合。それから、滞納繰越分の調定額に対する徴収額の割合、これは滞納分からどのくらい徴収できたかという金額ベースの指標ですので、大口滞納者から徴収できればこれが上がり、逆に大口納税者から徴収できなければまた下がったりする、こういう出っこみ引っ込みがあるのかなということで、それをフォローする意味で件数ベースもあればいいのかなと思います。つまり、もちろん税収確保のためには大きいところを取り漏れないように徴収していただくことは効率性のために絶対必要なのですが、やはり小さいところへもフォローしていくという姿勢も 1 つ見ていく必要があるのかなと思った次第です。

あと、いわゆる無財産で徴収停止となる徴収不能金額が、当然のところながら滞納繰越から外されていくわけですけれども、これは制度にのっとってやっていただいていると思いますが、ここが結局どの程度あるのかということも 1 つ注目すべき指標なのではないかなと思ひまして、そういうのも加えられたら有用であるというコメントをさせていただきました。もちろん徴収不能にはいろいろな原因があると思いますが、総括的な原因分析を加えていく必要があるのではないかなと思った次第でございます。

対処方針についてはおおむね同意できるということですが、やはり限られた人員と時間の中で、資料調査あるいは情報調査といいますが、横との連携、国税は国税でないと持っていない情報もあるわけですが、区には区としてのいろいろな情報があるので、そのあたりの連携をお願いしたいと思います。また、税だけではなく、保険料のほうもかなり大きな金額を占めますので、こちらのほうの回収率の向上にもつながるかなと思っております。

それから、商店街振興対策のほうですね。これは、予算としては半分ぐらいが商店街のイベント関係の予算、半分がプレミアムつき商品券の発行事業費補助ということで、これがほとんどだったですね。ここで活動指標とか成果指標に出ているのは、イベント関係とか、ホームページの開設とか、そういうところございまして、プレミアムつき商品券の成果指標がなかったの、どうかなと。何か把握できるものがないかという意見をつけさせていただきます。

区に対処方針のほうでは、なみすけ商品券等の発行支援については方策を転換しということなので、今後こちらは縮小なのかなということで、そうすれば、特にその評価方法等は必要なくなるのかなと思ひました。

あと、イベント関係のほうでちょっと書かせていただいたのは、いろんな助成金があるんですが、なかなか使いにくい助成金制度があると思ひますので、やはりそれは使いやすいものにしていく。しかも、余りこころ変わるものでは、急に使わなければいけないということで満足な事業もできないことがあるので、多少の予見性というか、予見できる継続性も必要かなという意見を加えさせていただきました。以上でございます。

会長 ありがとうございます。

次の保健福祉分野は私が担当として、228 番の大規模災害見舞金・弔慰金の支給及び資金貸付というものです。ここに書いてありますとおり、新規貸付はあるんですね。それほど件数ベースでは大きな活動量ではないんですが、区のほうにもお書きいただいております

ように、平成 23 年の東日本大震災の区内被災者についても一定の資金の貸付等をされておられるということで、逆に言うと、そういう住宅被害世帯に対して全員の対象者に交付されたかどうかがこの評価シートだけではなかなか見えてこないの、どうかというのはわかりにくい評価になっているということが 1 点でした。

それと、震災の被害に応じて貸付と支援金ということで、返済の要があるものとなないものがあるんですが、いただいた情報だけではどちらが厚い支援になっているかがなかなかわかりにくいことになっていたので、そこら辺が課題かなということであります。

それと、テクニカルな話としては、評価表で若干の改善の余地があるのではないかとということで、そこについては何か改正されるということでもいいと思います。

それと、区の対処方針としては、一応私の誤解に対してはそういうことはありませんということの回答がありますので、実質的には問題がなかったのだと思います。ですから、ここら辺の当初の事業の活動内容等についてももう少し深めに書いていただければ、今後、区民の方の誤解がもしあるとすれば、なくなるのではないかとということで、問題ないと思います。

次の 345 番の予防接種であります、12 ページに書いておりますように、当然、予防接種というのはインフルエンザも含めて有用なんです、実は平成 22 年度に比べてかなり助成がふえているんですが、これは任意予防接種がかなりふえているためなんです。そうすると、任意予防接種ですから、どういう人に対して誰が結果的に助成を受けているのかということがポイントだろうと。ですから、むしろそこら辺が金額ベースから言えば重要ではないかということなんです、区としてはなかなかこれはわかりにくいということです。今後はそこら辺をデータベース分析を通じて的確にやっていかれるということですから、これはこれでいいのではないかと思います。ただ、任意予防接種が経費的にも非常にふえておりますので、そこら辺は今後の問題かなと思っております。

それと、評価指標の取り方ですが、これは改善されるということです。とりわけ任意予防接種がふえて半分以上になっているので、一類の予防接種件数だけで事業費をやっしましますと、かなり数値が変動しますのでということでありました。以上でございます。

次に、委員に都市整備と環境についてご報告いたします。

委員 まず、区営住宅の提供についてです。事業内容につきましては、収納率が年々減少してきているようでして、その理由が自己評価のほうでは明確になっていないがために、

理由がわからなければ適切な対処方針も打ち出せないだろうという認識のもとに、まずはその理由を明確にさせていただきたいということを書いています。その上で、適切な収納、滞納整理方法を検討していただきたいということです。

それから、特に区営住宅への入居を必要とする者に対して優遇抽選の制度を設けたということなんですけれども、その制度の導入前と比較して、実際に特に配慮が必要な低所得者層の方たちが希望する住居に入居できているという、効果が上げられているかどうかということがどのように、何をもってそれが評価できるのか、このシートからは明らかではないので、その点を具体的に示していただきたいということです。

あと、評価表の記入方法などについては、自治会活動が低迷してきて、それに伴って住宅の維持・管理、近隣の問題への対処にも支障が出てきているという課題認識が示されているんですが、その認識に対しての対処方針、改善見直しの方向性が示されていないという点を指摘させていただいております。

所管の対処方針には、いずれも私の問いかけに対しては答えていただいておりますので、おおむねよろしいかと思えます。

次に、有料制自転車駐車場の運営は、放置率は以前に比べて大きく改善してきて、杉並区はこの放置自転車対策はうまくいっている非常にまれな例だと思います。以前に民間事業化提案制度という提案がございまして、そのもとで民営化の試みをやって、委託して駐輪場を運営している事例がありますので、そちらのほうが今どようになっているのか、その検証も踏まえて、公営をやめて民営化にするのであれば、それはそれで事例の検証を踏まえた上での効率的で質の高い運営のあり方を検討すべきではないかということも指摘しております。

あと、放置自転車の台数は民間の駐車場も含めて駅周辺の数の調査をしているようなんですが、利用率については、いただいた資料では区営のものしかなかったようなので、民営のものも含めて把握すべきではないかということです。

それから、記入方法ですが、所管による自己評価と見直しの方向性を拝見すると、内容の変更というよりはやり方を工夫していく内容じゃないかと思ひまして、むしろ実施方法の変更のほうに印がつけられるべきではないかというのがここに書いてあることです。

所管の対処方針では、私の問いかけに対してはきちんと対応していただいていると思いますが、記入方法のところは、外部評価の記入の仕方について要綱に基づいてチェックを

しているので、現状では事業内容の変更にチェックがつくということのようなんです。どちらか一方しか選べないという評価の方法に今なっているので、事業内容の変更か、実施方法の変更か、どちらか1つしかチェックがつけられないという形になっていて、場合によっては両方チェックが必要なこともあろうかと思しますので、これはこの事業に限らずですけれども、今後の評価シートのあり方として事務局にご検討いただければと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。

それでは、次に教育分野について、 委員、お願いします。

委員 私は評価の項目ごとに確認をさせていただきました。

まず、学校支援について、事業の目的からまいりますと、記載されている目的に関しては手段が羅列されている状況ではないかと指摘させていただいたんですが、対処方針としては今後内容を見直すということで、ご対応いただくことになっているようです。

指標では、活動指標として「学校サポーター登録者数」が挙げられているのですが、所管課としては、これをふやすための活動を活動指標とすることが必要だろうと思うんですね。ただ、下の4つ目の「 」で、「学校サポーターは、学校自らが人材を探し、直接依頼するもの」となっていて、この説明からすると、学校サポーターをふやすことは学校の活動と捉えられるんですが、実際は教育改革推進課の活動指標としている。このあたりの関係性がちょっとわかりにくいのではないかと思います。

評価としては、評価のそれぞれの項目を拝見すると、平成 22 年度までに区全体で学校支援本部制度と本部が設置されたということが記載されていて、その点に関しては評価できるんですけれども、実際に 23 年度何をしたかというのが手持ちの評価シートからは読み取れなかった。下の対処方針を拝見すると、研修をされたとは読めるんですが、具体的な 23 年度の活動内容を確認させていただきたい。

改善・見直しの方向としては、学校、それぞれの地域ごとに縦割りでサポーター制度があって各地域ごとに運用されているようなんですが、これを横通しで連携をさらに深めたほうがいいのではないかとコメントをさせていただいたところ、は対応していきたいというご回答をいただいておりますので、その方向で進めていただければと思います。

次が図書館の運営になります。この図書館の運営に関しても、目的のところは活動の内容があわせて書かれているので、整理して書かれたほうがいいのではないかとすることで



す。

指標としては「蔵書数」、これは把握しておかなければいけないデータであることは確かだ、それに対しての達成をはかることはいいんですが、施策ではなくて事務事業のレベルの評価としては、その資料が適切に選定、収集、保存、廃棄されるために何を実施したのか、それが適切に実施されているか、それが活動指標としてはかられるべきで、それをもとにして評価がなされるべきではないかということです。

指標では、成果指標で「区民 1 人当たりの年間貸出冊数」があって、これは 1 つありだと思っんですけども、CS も成果指標として設定すべきではないかというコメントをさせていただきました。それに対しては、毎年度、利用者満足度調査を実施しているということなんですね。であるならば、なぜ成果指標に取り入れて改善に結びつけないのか、CS を成果指標として設定することが対処方針のほうでは記載されていないんですね。この点については改善していただきたいと思います。

評価に関しては、成果指標としている「区民 1 人当たりの年間貸出冊数」は計画に対して未達であるという点を指摘させていただき、それ以外に関しては、本の貸出以外の図書館の有効活用の取組はなされているが実施した内容の成果が見えない、また運営形態の妥当性についても当該資料だけでは評価できない、ということにさせていただいています。

改善・見直しの方向に関しては、駅前図書コーナーの充実が利用者の声として挙げられていたんですが、改善・見直しの方向のところではさらっと流されていて、どういう形でこの区民の視点を取り入れられているのかというのが見えなかった。対処方針を拝見すると、その辺は踏まえてやっていきたいということで、ぜひそうした利用者の視点、区民の皆さんの視点に立った形での改善・見直しをしていただきたいと思います。

対処方針に「望ましい図書館サービスの在り方を検討し」とあるんですけども、ここに関しては今の図書館ありきではなく、ぜひ本当にどういう形での図書館が区民に求められているのかといったところをじっくり検討して、それに沿った形での図書館のあり方を検討していただきたいと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。

一応一通りご意見を頂戴しました。私は、所管課からの回答をこれからさせていただいてもいいと思っんですけども、よく見ますと、27 番、109 番、374 番、467 番はいずれも所管の自己評価の「事業の改善」のところに「 」がついていないんですね。これはちょっ

と欠陥なので、せっかく我々の意見はあるんですが、これは単なるミスだと思いますが、公表される場合にはこれを明らかにしていただかないと。でも、我々は何かついてあったから、そうじゃないだろうというふうに判断したような気もしますが。

委員 私もそこは気がついて、ついていないと思ったけれども、ついていない理由がわかりませんが、僕は僕で判断したというふうにしました。

会長 ちょっとまずいですよね。事業の改善の余地がないなんていうことはおかしいと、私は外部評価委員としては思うんですね。もともとこの評価というのは、評価を通じて監督ということもあるでしょうけれども、質の改善であるとか、効率性の改善に努める 1 つのきっかけにさせていただくというのももう一つの大きな目的ですので。

委員 現状維持はすべて入っていないんですよね。だから、今のまま変えない。

会長 「事業の方向性」は現状維持だとしても、改善する余地がないということはないはずです。

委員 多分皆さんのお考えでは、現状維持はそのままだという感覚でつけられていないのかなというふうに判断していたんですけれども。

会長 ちょっと確認しましょう。今の点はどうなんでしょうか。でも、区民の方はちょっと「おやっ」と思われると思うんですけれどもね。その説明もわからんわけではないけれども、ややちょっと。

行政管理担当課長 現状維持だからつけなかったというわけではないのは确实なんですけれども、ただ、ここにマークする際に、先ほど 先生の話にも出てきたように、どちらかにつけなければいけないというので、どちらとも決めかねるようなものについては片方に入れてしまいますと、先ほど仕組みの話をさせていただきましたけれども、そういったケースが 1 つ。あと、単純に入れ忘れて入っていないというのもあるかと思いますので、そちらにつきましては今後私どものほうで十分気をつけてまいりたいと思います。

会長 それをを考えてついていないとすると、それがわかるように、下の「所管による自己評価」のところにちょっと書いていただいたほうがいいですね。いいというのは私の意見ですけれども。区民の方に「これは真面目にやっているのかね」と誤解を与えないようにするには、「両方つけられないのでここではチェックが入っておりません」というのを、対処方針（案）の一番表面か何かに、冒頭で注意書きか何かで書いておくとか、何らかのものがないと、我々は必ずつけてあるのに、変ではないかと。

委員 決められなかったら、両方チェックしておいてもいいのかもしれない。

会長 それでもいいかもしれないけれども、要するに注意書きが必要ですよね。

行政管理担当課長 いずれにしましても、先ほどの仕組みも含めまして、事務局のほうで十分注意してまいりたいと思います。申し訳ありません。

会長 それが 1 点ですね。

それで、議論する時間は 10 分ぐらいありますので、先生方、補足であるとか、やっぱりおかしいのではないかと思うところが、例えば 先生の担当のところ、「優遇抽選」と入っているのはデータがあるんだけど、これは優遇抽選をする前に比べてどれぐらいそういう層が入っておられるのかというのにも必要かもしれないとか、疑い出すといういろいろあるんですけども。

委員、何か補足は。

委員 先ほど僕は外部評価に対して特にコメントしなかったんですけども、書いてあるから、「じゃ、やってくれるんでしょうね」と思う面があるんだけど、特にこの緊急雇用対策というのは全国的に話題になっているところで、ここに書いてあるように、自分の持ち出しでもやって保育はつなげていますよと答えて、そのまま「ああ、そうですか」と言うほどこの仕組みは単純ではないんじゃないかと思っているんです。これは議論し出したら切りがないので、書いていただいたけれども、そうかなという感じだったんですね。

だから、これはどうなんでしょうかね。自治体がこういう国の施策を受け取ったときに、それを本当に役立つようにできているというほどには、全国を見てみるとそれほどハッピーな展開になっていないんじゃないでしょうかという問題意識なんですよ。

会長 委員がおっしゃるのは、これはご意見だからいいと思うんですけども、区の保育室事業は積極的にやるべきものではないという。

委員 いや、それはそれでやっていいんだけど、これがきっかけになったということではないだろうと僕は思うんですね。それがもともと大事だったというのなら、別に緊急雇用のお金がなくなっちゃってやっているわけで、もともと 3 年間ぐらいお金を使って、例えば N P O の人たちの働き手を継続雇用にしてくださいという格好が全国的に行われているわけですが、必ずしもそうはうまくいかんわけですよ。要するに非正規を正規にするなんてそんな簡単にいかないわけで、そういうことをねらいとしていた施策が果たしてそん

なにもうまくいくでしょうかという問題意識ですね。

会長 国の施策なり東京都の基金のお金を使ってこれを行ったという事業の評価であるので、区の保育室の是非についての評価をしているわけではないんですよ。

政策経営部長 ちょっと補足させていただきます。区の保育室の運営につきましては、この書き方が少し誤解を生じさせるような書き方かもしれませんが、この緊急雇用創出の補助事業が国からおりてきたので、そこでどの事業にしようかということで、じゃ、保育室を始めますと始めたわけでは決してございません。

待機児解消が急がれましたので、認可外ということで区の独自の施策として保育室をつくりまして、待機児解消対策に本当に喫緊の課題として努めた。その事業にたまたま言うのはおかしいんですけども、この緊急雇用を充てたということでございまして、そこはちょっとご理解いただければと思います。

委員 恐らくそうだと思います。

会長 そちら辺はかみ合うように微調整が可能であれば、ちょっとやればよいと思いますけれどもね。

せっかく所管課長さんでご都合がつく方においでいただいていますので、我々の言っていることが必ずしも常に正しいという保証もありませんし、もう少し区民の方に対する説明も含めて、こういう趣旨で自己評価をしているとか、対処方針を書いているとか、補足のご説明等があれば、どうぞどの所管課からでも、少し補足説明をする時間は少なくともあと5分ぐらいはあると思いますので、おいでいただいているのは、営繕課長、企画課長、納税課長。

委員 もう一つの私が担当したほうで書かせていただいたのは、全体に日ごろ感じているところです。私どもが外部評価をやるときに、もともとの実施している所管課ないしはそれをまとめている企画部門が目標と評価を文言で書くにしても、意識として、目標があって、それに評価がつながるんだよということを常に意識していませんと、結局、評価がやりにくくなる。これは非常に端的な例だったという気がするんですが……。

会長 何番ですか。

委員 一番最初の 27 番です。文章を読んで、1 枚の紙に目的とか目標が何力所も出てきて、みんな違うことが書いてあったんですね。せめて箇条書きにしてくださいと指摘して、そのようにしますというふうに書いていただいたんです。やっぱり評価ができるため

には目標と評価を最初につくるときにちゃんと頭の中に整理をしながら書くようにしなさんと、いざ外部評価をやるときに、もともとの目標と評価の体系が一体どうなっていたのかわからないということがよくあります。

これが一番象徴的な例だったのです。文言で書いていても、必ずそこには評価指標につながっているんだという意識で常にこの個表というもともとの原表をつくっていませんと、評価のときに出発点まで戻るような議論になってしまうというのをここに感じました。ほかにも共通するような問題だと思しますので、ぜひそのように私の指摘した意味を理解いただけたらありがたいなと思いました。

会長 せっかくですから、大竹営繕課長、何かございますか。

営繕課長 ご指摘のとおり、最初設定する際に、単純に工事件数とか、達成額だとか、ちょっと単純な考え方をし過ぎたかなと。

委員 1 ページの中にいろんなことが出ているから、こんがらがっちゃうんです。

営繕課長 再度、評価方法の見直しについては、対処方針に書かせていただきましたけれども、やはり目標と成果の関連性、因果関係を再度考えながら評価方法を見直していきたいということでございます。

会長 そうですね。成果指標が予算執行率というのは、委員がおっしゃるように、予算が厳しいから 100% 執行になるだろうというのはそのとおりで、改修・改良であれば、メンテナンスの水準であるとか、サービス水準をどれくらい維持しているかとか、劣化度がどうであるかとか、今インフラの話が盛んですけれども、そういうことだろうと思います。ただ、それをやるには、まず、現状把握をやらなければいけないので、なかなか一気にというのは難しいと思いますけれども。

委員 これをやりながら、それぞれ土木部門、建築部門が、頭を整理しながら、一種の OJT みたいな要素もあると思うんですね。予算とか評価を見ながら職員の皆さんが、じゃ、ことはこういう考えでこちらに一番重点を入れましょうということをやっていく、そういう仕事のあり方にこういう整理の仕方はつながるんだと思うんですよ。そういうふうにぜひご理解いただければと思います。

行政管理担当課長 たまたまこの課題の上であらわれてまいりましたが、ほかの部分でそのようになっている可能性も否定できないところでございますので、来年度以降、充実させていくという使命もございませうことから、一般的な言い方で恐縮ですが、そ

のあたりの整理の仕方について、研修ですとか、職員に対する説明会等で伝えていき、職場で共有できるような工夫をしてみたいと思います。

会長 特に人件費を含んだ場合の事業費の算定で、もう一つの事業との関係で非常にふえるということは、逆に言えば、昔から杉並区が先進的にされているような A B C 分析とか、そういうので活動量なりの把握の指標のとり方に若干まだ問題が残っているということだと思います。

そこら辺はほかの事業も含めて、せっかく出した数字が、実際やっている仕事はそんなに変わらないんだけど、大きく人件費の額が変わってくるというのは、本当は効率性は変わっていないのに、それによって上がったたり下がったりするというのは、逆に言うと、そういう場合は人件費を除いたほうがいい場合がないわけでもないんで、そこら辺は今後のこの評価システムとか、あるいは予算への反映のときの見方ですね。その改善を図っていただければ、そういう意味の非常に象徴的な例がたまたまこの 27 番に出てきたということにすぎないと思いますので、そこら辺はぜひお願いしたいと思います。

その他、かなりの課長さんが非常にお忙しい中をおいでいただいていますので、もし補足があればご遠慮なくおっしゃっていただければと思います。

例えば納税課長さん、どうですか。私は、国税庁のもよくやったんですけども、片方が取れるということは片方も、確かに優先的な問題がどちらからという問題はありますけれども、情報がどれくらい共有されているかというのは、向こうは向こうで同じような催告センターの電話か何かでやっていますけれども、そういうのはプライバシー等の問題があって、いわゆる延滞者であるとか延納者に対する情報というのは、それをサービスとしている業者は持っていますけれども、国税とか、あるいは保険の関係等々の情報共有はどうなっているんですかね。せっかくですから。

納税課長 実は国税との連携というところで申しますと、e - T a x、電子で申告するということが始まりました。そのため今年度、昨年から施行されているんですけども、確定申告のデータ等が、本日から税務署に申告が始まっていますけれども、そのデータを国税で受け取った後、税務署から区役所のほうに電子情報で流れてくるという連携システムが本年から本格施行されていますので、賦課情報、所得の情報については共有できるといったところがございます。こういった賦課情報を活用しながら、的確な財産調査、そして所得を把握し、財産があるのに支払いがない悪質な滞納者に対しては厳しい処分

取り立て等を行っているところでございます。

会長 片方が、例えば国税がうまく延納者に対して成功したとか、あるいは区のほうが先に成功した場合に情報が行ったり来たりするようには今のところなっていないんですか。

納税課長 今、区役所には国税庁のOBの方を指導員として1名雇用してございまして、国税徴収法第141条の調査権がございまして、そちらの方から国税の情報等について伺いながら情報共有を進めているところでございます。

会長 ありがとうございます。ほかの委員の方、よろしいですか。

それでは、財団等経営評価もありますので、課長さん、お忙しいと思いますので、事務事業評価に関してはこれで、区の対処方針を承って、後は事務局と微調整を図っていくということで、事務事業の10事業の審議はきょうのところは終わりにしたいと思います。

ご多忙中のところご臨席いただきました所管課長におかれましては、ご退席いただいて結構でございますので、ありがとうございます。

それでは、続きまして、財団等経営評価のほうに移らせていただきます。

これについては、やはり資料1の21ページ目からでございます。

スポーツ振興財団は私が担当になっていきますので、私のほうから、21ページをお開きいただきたいと思います。

いわゆる指定管理者から外れた影響について、計画目標時点では当然その利用減は想定されているんですが、どれぐらいの影響があるかというのがもともとの情報には不足しているんで、そこら辺が特に前年比較をする場合において、目標との比較においてはいいと思うんですが、前年度の事業収入に対してどれぐらい頑張っているかどうかということで、それに比べると頑張っているというのが評価だったんですが、なかなかこれだけでは評価が難しいのではないのでしょうかということでありました。

それと、もう1点気になりましたのは特にこれですね。区からの委託事業で、区の委託収入より支出が多いことが自立性を高めていると二次評価で肯定的に評価されているのはいかなものかと。要するに、区からの委託収入よりも支出が多いから頑張っているということは、逆に言うと、内部的な別の資金で稼いだ金をそちらに使っているということで、その委託契約が適正であったかどうかという問題にもなりかねないという疑問も出たり、あるいはもともとむだがあったのではないかという解釈もできますので、そこら辺についてさらにご検討をお願いしたいということでありました。

それと、評価表の記入は、これはこういうことであります。

それに対して、所管の対処方針については、逆に自主事業を頑張っているのでできますよということでもあります。これはわかるんですが、今申し上げましたのはなかなか微妙な問題なので、これはもし時間があれば、ほかの委員の先生方のご意見もちょうだいしたいと思います。いわゆる内部補助的な要素をどのようにこういう場合に見ていくかという、よく議論すべき問題なんです、当面、区の対処方針として私は理解できますが、これをオープンにした場合に、議会であるとか、区民の方がどういうふうに思われるのかなというのがまだ気になる点が残っております。

杉並区シルバー人材センターは 委員からお願いできますか。

委員 それでは、シルバー人材センターですが、指標とか、いろんなバックデータを見る限り、余りにも指標がいいので、そのこと自体が気になりました。こういう指標がすべてよくなり、かつ定性的、定量的に改善もしているし、レベルも高いという状態で、じゃ、あと何が問題かと言ったら、もともとの目標というか、その設定そのものがもしかしたら問題があるんじゃないのというのが最初に持った疑問なわけですね。

じゃ、その出発点になっているだろうと思う中長期計画が何なのかというので、それを見たんですが、それも新しく設定されたので、これからその辺が反映されてくるのかもかもしれませんが、現状で見る限り、この指標の体系で見る限りは余り非をつけようがない。むしろ目標がどうなのかはぜひ今後検討していただきたい。そういうコメントをいたしました。

会長 ということは、形式的にはよくやっていますという評価ですか。

委員 ええ。

会長 対処方針としては……。

委員 対処方針もそのように書かれていて、少し触れていますのは、評価指標の設定を検討するとおっしゃっているのは、多分私が目標自体がどうなのかということにお答えいただいたんだと思うんですが、抽象的な議論なのでこれ以上はコメントしようがありません。

会長 わかりました。

じゃ、社会福祉協議会につきまして、 委員、お願いいたします。

委員 社会福祉協議会に関しては、各事業において事務事業評価を開始した、と。これ



から全面的に展開をして、対処方針からすると、事業ごとのウエートづけも含めた事業展開につなげていきたいということですので、この点に関しては評価できるんですけども、実施した事務事業評価が今回の評価の中においてどういう形で活用されてきて、どう改善につながったのかというのはまだ見えなかった。今後、評価結果をウエートづけの事業展開につなげるということですので、この辺に関してはしっかりとした形で事業の選択と集中につなげていただきたいと思います。

人員についてですけども、要するに事業規模が拡大したからといって、人員をふやして、それでいいかというところなんですね。総職員数の増加については地域福祉権利擁護事業の契約件数が上がったことによるものということですが、ほかの事業は廃止とか規模が縮小ということになっているので、協議会全体として、本当に効率的な人員配置が行われて、その上で増員が必要だったのかは疑問です。

単位当たりコストについて、各事業ごとに従事職員の割合を策定し人件費と決算額の合計を事業費と捉えるべきとのコメントをさせていただいたところ、評価シートの記載が実は誤りであったということが対処方針に記されています。正確なデータがないので、単位当たりコストに関しては評価できないところです。

同種の事業形態、同規模の他団体の経営状況に関しても参考にして、改善につなげていただきたいという点に関しては、そうしていきたいというコメントをいただいているので、その辺のところはしっかり取り入れた形で対応いただきたいと思います。

あとはリスクマネジメントですね。この点については一層の強化ということで、単なる制度的なものだけではなくて、本当にそれがどれだけ必要なことなのか、重要なことなのかということをしかり認識していただけるような形で取り組んでいただきたいと思います。以上です。

会長 それでは、すぎなみ環境ネットワークに関しまして、委員、お願いいたします。

委員 こちらについては、まだ経常収支自体はマイナスではありますが、年々数字が改善されてきていまして、特に中古品の中でも古着の販売が好調なようで、それが収益の改善につながってきているようです。それ以外にもさまざまところで節約、節減を図っているということで、経営努力の成果が見てとれるということですね。

それから、こういう時代ですので、非常にユーズドのものに対するニーズは高いとい

うことで、衣料品販売もその一例ですけれども、今後、販売拠点もふやしていく予定だということ、そういった収益性が見込める部分を的確に見きわめながら、事業展開をしていていただきたいということを書いてあります。

それと、事業目的のところをごらんいただくと、そもそもこの法人は地球温暖化防止の一助となる事業を展開していくということをやっているわけですが、事業内容を見ますと、ほとんど循環型社会の形成の推進に資する事業で占められているわけです。資源循環のところメインになっていまして、目的と実際の事業内容とが一致していない状況が見てとれる。温暖化防止に資するような事業内容についても、より本来の目的に照らして充実させていく必要があるのではないかということを書いてございます。

それに対しての所管の対処方針ですけれども、その収益性が見込まれる部分については強化していくということで、これはいいんですけれども、温暖化防止にかかわる話としては、今までも講座とか講演会などはやってはいるんですけども、やはり循環型社会形成のほうの事業のウエートが大きくなっているんで、今後はより温暖化防止活動のほうも力を入れていくということですので、それはそのようにやっていただければと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。

それでは最後に、杉並区交流協会ですね。 委員、お願いいたします。

委員 事業目的にもありますように、杉並区における国内・国際交流の推進を図ることにより、活力のある開かれた地域社会の発展と心豊かな区民生活の形成に寄与するということがありますが、具体的には事業内容として友好都市等との友好親善、外国都市及びその市民、地域における国内・国際交流の推進事業ということで、かなり杉並区に外国人の方が見えているということがありまして、政府とか自治体レベルから市民レベルでの交流を図るという意味ではかなり意義がある事業かなと思います。

それで、この交流協会の財政は運営経費がすべて杉並区から補助されているということですので、財務的には不安定になることはないんですが、やはり政策としてやっていただくということであれば、実施事業の意義とか効果の検証が要求されることが必要かなと思います。

そして、23 年度から 24 年度にかけてこの実施事業の内容が大分変わったというか、充実が図られたと聞いています。そして、いろんなイベントとか講座の運営費については、

受益者負担を極力追求されているということなので、その納得感というんですか、お金を払ってでも参加したいというような企画をしていくことが、結局、区からの補助金負担が抑えられる一助になるのかなと。かつ活動が活発化することになりますので、いろんな企画、工夫を期待したいということを書いてあります。

それから、記入方法などについては、23 年度は事業見直しの過渡期であったということで、コミュかるショップの売上げのこととか、登録会員数に関する記述がかなりありまして、それが十分でなかったというようなことが書いてあるんですが、私が思いますに、この交流協会の主たる事業の中で、ショップの売上げとか、登録会員数の増加が果たしてメインの政策なのかと。あるいは、区の政策目的なのかという疑問があって書かせていただきました。

つまり、そもそもがもうちょっと広い範囲での区民あるいは他の地域の市民の人たち、それから自治体であるとか、外国人の人たちがそこに参加してくださることが一番大きな目的であるということからしますと、この活動指標、成果指標、こういうものにももう少し何か工夫というか、目に見えるようなものが採用される必要があるのかなということなんです。例えば相談件数とか、サポート件数とか、ちょっと難しいかもわかりませんが、満足度調査みたいなものとか、そういうものも入れ込んでいかれたらいいのかなということで、書かせていただいております。

いずれにしても、私は以前のことはわからないんですけども、今年度はいろんな企画をされているということですので、そのあたりのこともちょっとコメントに入ってもよかったかなと思った次第でございます。以上でございます。

会長 ありがとうございます。

この財団等経営評価のポイントは、経営にある程度の自主性なり自立性を持たせて、だから財団となっているんですが、同時に区の政策推進なり政策執行機関でもあるので、

委員も私も少し申し上げたんですが、区からの受託事業というものと、法人格を持っていないところもあるんですが、それぞれの財団等の、方向的には区の望むような方向で、どれくらい自主性なり自立的な財源で区が思っている方向に活動を進展させているかという、非常に難しい、区からの受託の事業はきちんとやってもらわなければいけないし、それは何をやるかというのはかなり区のご判断もあると思うんですが、それ以外にも、いわゆる自主的な事業であるように見えているんだけど、どれくらいその自主性を尊重し

て事業の遂行を図っていくとか、こちら辺のあんばいが、実は私は余り外部評価に書けなかったんですけども、多分重要なところだと思っています。

結果的に、数字だけで見ると形式的には赤字になったり、黒字になったりするんですけども、それはある意味では職員の人件費との按分によって幾らでも変わるという問題もあるんですが、じゃ、それは区からの受託の場合、どれくらい厳格にコスト計算をして予算をつけるのか。あるいは、どれくらいを自主事業でもうちょっと稼げと言うのかという非常に難しい判断があると思うんですね。

こちら辺はかなり政策議論になりますが、きょうせっかく所管の全課長がお越しいただいていますので、もし我々の意見とは別にして、対処方針等についてもうちちょっとこちら辺を説明したいという点等がございましたら、それぞれ補足のご意見等があればご遠慮なくおっしゃっていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

スポーツ振興課長 スポーツ振興財団についてご意見、評価をいただいてありがとうございます。

特に今の会長からご指摘がありました、自主事業を積極的にやることによって収入があったということが財団の自立性という点でどうなのかというご意見なんですけど、指定管理業務を行う場合、いろいろ指定管理について議論があるところで、基本的には体育館は貸館業務ですけども、それ以外にスポーツ振興という観点で底上げをしていかなければいけない部分と、一方では自主事業で収益を上げて自立性を保つというのが指定管理制度のあり方だと思うんですね。

財団はこの 4 月から公益法人を取得したということもございますので、余り自主事業を積極的にやるのがどうなのかというのはご指摘のとおりだと思っています。これは 23 年度のことですので、今後、財団と私どもで協議をしまして、どれだけ自主事業を圧縮するのかという議論にもなるかと思うんですけども、あるいは一般開放を使って自主事業を積極的にやっていくのだろうと思っているんですけど、そうすると、一方で使いたい人が使えなくなっているんだろうなという実態もありますので、そういうのも含めてこれから財団と協議をして、そういうふうに見られないようなことをつくっていきたいと思っています。

会長 そうですね。これはほかのにも関連するんですけども、そのバランスが非常にポイントだと思いますので、また何かの機会に参考になればと思います。

ほかの課長さん、何か補足のご意見とかございませんか。委員の方からもちょっと補足したいとか。 委員、何か。

委員 人員管理というか、人員に関してどれだけ投入するかという判断は、区としてはどういう形で認識して委託なり何なりをされているのか。契約件数が上がれば人手が足りなくなる。私は社会福祉協議会を担当したんですけれども、そのあたり、所管課としてはどういう認識で社協に委託されているのか確認させていただきたい。というのは、区による二次評価でやはり適正な所要人員計画の確立という記載がなされているので、恐らく所管課のほうでもそういった認識はお持ちだろうと思うんですね。そのあたりのお考えを聞かせていただけますでしょうか。

管理課長 今回の社会福祉協議会の人員の部分は、こちらの地域福祉権利擁護事業もあるんですが、介護の認定調査の関係がかなりふえておりまして、それに伴う非常勤の調査員の増が実はかなり多くを占めております。やはり認定調査に当たって必要な手続き、調査にかかる時間数、こういった積み上げなどを基礎に、それから現在でも行っている業務で標準的にかかる時間とか、そういったあたりをベースに協議会のほうとも議論をした上で人数の積算を考えさせていただいて、標準的な事務フローと実績のこのあたりを見ながらというのが実態でございます。

委員 人件費のほうが委託費をかなり上回っていますよね。これは結果的にそうなったということですか。

管理課長 いえ、こちらは大変恐縮でございますが、経年のところを見ていただきますと、19 年あたりの人数積算の算式をそのまま機械的に使ってしまったようなところがありまして、ちょっとこのあたりは……。

委員 データが違うということですか。

管理課長 はい。23 年のところのデータが間違っているということで、こちらは訂正させていただきたいと思えます。

委員 であれば、対処方針のところはそのデータが間違っていたと記載しておかなければ……。

会長 間違っていないかもしれないけれども、それでやって、じゃ、正しい数字でやるとどれぐらいの差が出るのかというのが欲しいですね。

委員 正しいデータを対処方針に入れ込んでおいていただきたいと思います。

管理課長 対処方針の 2 点目のところで乖離が生じているという書き方にとどまってしまっておりまして、このあたりはさらに修正させていただきたいと思います。

会長 ほかにご意見は……。

財団等経営評価というのは、いつも思うんですけども、もうちょっと深くやってもいいような問題をいろいろはらんでいるんですが、これは我々が言うべきことではないので、よろしゅうございましょうか。

それでは、今の対処方針の修正、あるいは我々がもうちょっと補足したり等は、事務局と打ち合わせをしまして微調整を図るということで、23 年度の財団等経営評価の審議はこれで終わりにしたいと思います。ご多忙の中、それぞれご担当の課長におかれましてはご出席いただきましてありがとうございました。次の審議に移りますので、ご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

きょうはまだまだ審議があって、しばらくやっていなかった個別外部監査の候補を 3 項目ぐらい選定して区長に推薦申し上げるとい、我々のもう一つの仕事があります。来年度はされるということですので、各委員の方から候補のご推薦をいただきました。まず、その結果を担当課長からご説明をお願いいたします。

行政管理担当課長 それでは、資料 2 に基づきまして、私から説明させていただきます。

先ほども申しましたが、2 テーマほど重複しているものがございまして、11 項目、委員の皆様からご提案、推薦をいただきました。順を追って、簡単にご紹介させていただきます。

まず、生活保護につきましては、不正受給の問題など全国的な課題があって、納税者にも大きな関心事であるので、外部監査テーマとして有効なのではないかというご提案でございます。

2 番目の図書館の運営についてですが、参考資料に記載のとおり、平成 15 年度に外部監査で行っているところでございます。その後、指定管理、業務委託など運営形態がいろいろ変化してきたこともございまして、検証してみたらどうかというご推薦でございます。

3 番目と 4 番目の物品の調達につきましては、経費節減、適正な質の確保が重要であり、全庁的に共通する課題なのではないかということで、20 年度、22 年度にも候補として挙げていただいているところでございますが、今回、お二方からテーマとしてのご推薦がございました。

次は各種助成金制度の運用ということをございまして、限られた財政の中で効果的な補助金制度になっているかどうか、実行計画の中でも検討項目とされているので、検証する意味があるのではないかとということをご推薦をいただいたものでございます。

次は道路の維持管理でございますが、こちらはお二方からいただいているところでございます。大事故が起こったこともございまして、杉並区においても道路、橋梁などのインフラ・マネジメントに関して分析する意味は大きいのではないかとということをご推薦をいただいているところでございます。

裏面に参りまして、次は公務員の人材育成というテーマのご推薦をいただきました。杉並区も正規職員の減少、非正規職員の増加、また変化の激しい行政ニーズなど、区を取り巻く状況が大きく変化しているということで、人材育成の必要性、費用と効果といった観点から分析・検討する意義があるのではないかとのご推薦でございます。

次は義務教育の効果ということをございまして、私立小・中学校への進学増、あるいは公的義務教育の中で、校長への民間人材の登用、サポーター制度の導入、あるいは地域社会とのつながりが求められてきている中で、基礎自治体にとっての小・中学校の教育を再評価してみる意義があるのではないかとのご推薦でございます。

次はICT（情報通信技術）システムの開発・運用で、これも過去に、その際は電子区役所構築に向けた取り組みという名称で推薦がございましたけれども、情報通信システムの投入コストの大きな負担という背景の中で、投入コストと効果の関係は適切か、個別外部監査を行う意義は大きいのではないかとこのものでございます。

最後の推薦テーマでございますが、こちらについては児童館を推薦テーマとして挙げていただきました。児童館につきましては、法に基づきまして0～18歳を対象とした児童厚生施設であって、そういった幅広い年代の利用ニーズに十分応えることができている施設なのか検証が必要なのではないかとということで、中高生の取り巻く環境なども踏まえまして、果たすべき役割を見直してはどうかとご推薦をいただきました。

延べ 11 項目推薦をいただきましたが、内容としましては 9 項目というところでございます。以上でございます。

会長 委員から複数のご推薦もあったんですが、これは事務局と私との間で少し文言等を変えている場合もありますが、整理をさせていただきました。それぞれ委員名は書いてありませんが、ここにはこう書いてあるけれども、自分の趣旨としてはこうであるという

ご意見なり、あるいはこの中で特にこれがいいんじゃないかというご意見がありましたら、どなたからでもまずご意見をちょうだいしたいと思います。

区の個別外部監査は、外部監査をされる方は監査法人なり公認会計士だというふうに事前に想定していいわけですね。一般のコンサルタントであるとか、そういう方ではないということですね。そういう制約があるということなので、逆に言うと、そういう方の能力なり資質を十二分に発揮できるようなテーマにしたほうが区民のお金を有効に使うことになるように思われます。それぞれ補足ご意見等ありますか。

過去にも挙げられたテーマからいきますと、物品調達には既に 1 回挙がっていますし、図書館も既に候補に挙がっているということですかね。施設の維持補修というのは、今大きな問題になっていることということですか。あとの生活保護とか、公務員とか、義務教育というのは、区というよりも、日本国全体の今話題になっている問題でもありますね。助成金というのは、事務事業評価の中にも入っていますし、いろいろお考えはあるかと思いますが。

今までの個別外部監査との関連性とか、監査人との関係から言えば、順番はつけられないんですけども、イメージとしては例えば道路の維持管理 道路といっても区道になると思うんですが、道路の維持管理であるとか、ICTとか、児童館とか、このあたりぐらいなら区の立場で完結する項目なので可能ではないかという気はします。

それ以外に、やっぱりこれがいいんだというご意見があればちょうだいしたいということと、あと道路の維持管理をやるにしても、やっぱり区道だと思うんですね。都の道路や国道はちょっとできないので。逆に言うと、区道がどれぐらいの状況かというのはよくわからないんですが。だから、このテーマの 6 に書いてあるような国道とか都道を含めたところまではちょっとできない。区の道路台帳なりがどういう状況になっているとか、そういうことは十二分にできると思いますね。きのうも NHK でやっていたけれども、多分、図面が長いのがあるとかいう。

行政管理担当課長 杉並区の管理する道路につきましては、総延長で 674 キロ余りございます。ちなみに、区内の国道ということになりますと、甲州街道と高井戸ランプから先の中央高速ということになりますので、延長は 5 キロ程度、都道につきましては 61 キロになってございます。

委員 イメージ的には、かつて幅員 16 メートル以下ぐらいが区道だったように私は記



憶しているんですが、今でもそのようなイメージですか。

行政管理担当課長 区道の幅員は、今手元にはないんですが、特別区道ということになりますと、おおむね幅員 4 メートル以上だったと思います。それ以下でありましても通路という形で設けているところがございますので。

委員 私が 16 と申したのは、都道になるのが 16 以上だったから、それ以下が区道かなということをし述べたんです。それよりもっと狭いイメージですか。

行政管理担当課長 一般に言えば幅員が 4 メートル以上で、変な言い方ですけども、都道でないもの、国道でないものということになるんでしょうか。

会長 だから、この維持管理をやるにしても、もうちょっと観点も絞らないといけないですね。区道のうちの何についてやるのか。要するに道路台帳の整備状況を見るのか、あるいは老朽化に対する対応策を見ていくのか、私道とか都道とか国道の接道の問題なのか、整備状況でそれぞればらつきがあるのかとか、いろいろな観点があるので、そこら辺を個別外部監査人にやっていただきやすいように、道路の維持管理をやるにしても絞らないといけないということですね。

システムの場合は、むしろ今パッケージとか、どこまで区の独自性を貫くのかによって全然開発コストが倍違ったりするのがあるので、やっぱりそういうものとか、あるいはオペレーションの直営の人と常駐の格好で業者の方が来られていると思いますが、そういう人の仕事を中心にオペレーションのほうをやるのか、開発のところをやるのか、そういうことだと思います。

児童館も、児童館は施設だからこれでいいと思うんですけども、居場所づくりということだと、ちょっとそのような調査もしなければいけないかもしれません。そういうデータをお持ちであればいいと思うんですが。大体そんなところですかね、皆さん、もし 3 つやるとすると。順位はつけなくていいそうですが。

委員 児童館に近いことは前にやっていなかったでしたっけ。

会長 施設についてはやっていないですね。保育事業はやってます。実は保育事業と似ているだけけれども、児童福祉施設だと、ここに書いてあるように 18 歳までなんですけれども。

委員 物品調達に関して、今まで 3 回提案されていて実施されていないですよ。何か理由がありましたっけ。

会長 これは難しいんですよ。物品、消耗品というのは無限にあるので。

委員 観点を絞らないとまずいと思うんですけども。

会長 そうということですね。だから、もし絞れば、例えば何とかの機器の調達とかにすればできると思いますね。これがなかなか難しかったから、2 回か何か出ていて、結局、区としてされなかったというのは多分そういうことなのでしょうね。

委員 3 回出ていましたね。

会長 3 回やってだめだったということは、多分難しかったということですかね。それと、物品を自分で調達するのか、リースかとかいうのもありますよね。その比較をするとまたややこしくなるので、例えば消耗品なら消耗品とか、機器なら機器とか。そうすると、入札に関してどうなっちゃうんですかという話に。

委員 入札もチェックしてみようという意識なんですかね。つまり、物品でも見積もり合わせ的なことをやっているから、あれは一種の非公式入札みたいなものじゃないですか。そういうところもやろうという意味なんですかね。

会長 でも、そこら辺はなかなか個別外部監査人としてやりにくいところじゃないですかね。我々はむしろ入札監視委員会としての外部評価委員会として、そういう観点ならもうちょっとそちらでやって十分だと思いますので。物品調達とすると、例えば高額なでも難しいですね。何億のものについて個別に案件でやるのかとか。そうすると、結局プロセスからやりますよね。そうすると、例の何で分割発注しているのかとか、一括にしないのかという問題になると、地元業者への対応とかがあるので。

まあ、順当なところであれば道路でいいと思うんですが、あえて 4 回目で頑張るとすれば、道路はやめて物品調達ということもあると思いますけれども、ちょうど今の時期から言えば、道路の維持管理のほうが時期的には区民のご関心はと思いましたがけれども、まあ、悩むところですね。物品調達でもいいと思うんですけども、もう少し絞らないといけないので。絞り込めればありですけども、この段階だと、やや包括的なので。

とりあえず、いいですか。順不同で、この順番ですと、道路の維持管理と ICT と児童館。この理由についてはもう少し事務局と調整して、それぞれの委員の方にご確認いただくということで進める。それでもやっぱりもう一つということであれば物品調達もあり得ますけれども、当面、きょうの段階ではこの 3 案ということによろしいですか。

じゃ、それでちょっと事務局と推薦文について作成して、委員の方々と調整したいと思

います。ありがとうございました。

それでは、次に、先ほど来議論していた来年度以降の行政評価のやり方、これは特に外部評価委員会としてどうせよこうせよという権限もないのですが、まずこういう方向で行政評価をやりたいというご説明を伺って、それぞれ委員の方からご意見があればちょうだいしたいということで、担当課長、よろしく願いいたします。

行政管理担当課長 私の方から、資料 3 についてご説明させていただきます。

来年度以降の行政評価等についてということで、行政評価、あるいは財団等経営評価の外部評価について、事務局の素案という形で恐縮でございますけれども、本日、ご提示をさせていただきました。

行政評価については、これまで申し上げましたように、来年度以降は、「杉並区基本構想」「杉並区総合計画・実行計画」のもと、25 年度から実施する行政評価の目的を以下のとおり整理するということで、行政評価としては 3 つの目的で整理をさせていただいております。

まず 1 つ目は、これまでも同じでございますけれども、質の高い行政の実現のために活用していくということでございます。施策・事務事業の執行状況、コスト等、現状分析を行った上で、施策・事業の中長期的な方向性や執行方法の改善などについて明らかにしていくということでございます。

2 番目が、これまでよりはちょっと強調させていただいて、総合計画の進捗状況、達成度の把握という目的を掲げさせていただきました。基本構想を実現するために具体的な道筋となる総合計画・実行計画の進捗状況、達成度を、この行政評価の仕組みを使って把握しまして、区民の皆様等に公表してまいりたいと思っております。

3 番目としましては、職員の政策形成能力の向上でございまして、評価を行う作業プロセス、先ほど来いろいろとご指摘をいただきましたけれども、改めて研修、説明会等を行った上で、行政評価の作業プロセスを職場内で共有化して、とにかく職場内で協議を行っていただいて、事務事業を遂行する一人一人の政策形成能力向上につなげていきたいと考え、この 3 つ目の目的として改めて整理いたしました。

その評価対象・評価内容については、これまでもいろいろと場面、場面でご説明させていただいたとおりでございますが、総合計画に掲げる施策・事業体系に基づき、32 施策とその施策を構成する予算事務事業について、施策評価・事務事業評価の 2 階層の評価を

行っていきたいと思っているところでございます。

前々回ご案内させていただきましたように、杉並区では今 600 ぐらいの予算の事務事業がございますけれども、そのうちの約 200 につきましてはこの施策の体系から外に出るという状況になってございます。そういったものにつきましても、事務事業評価はしっかりと行っていきたいと考えているところでございます。

施策評価でございますが、32 の施策ごとに総合計画の中で成果指標を明示してございますので、その達成度を明らかにしまして、施策を構成する事務事業の妥当性・優先性等を評価してまいりたいと思っています。

続きまして、事務事業評価でございますけれども、原則といたしまして、予算事務事業を単位に、これまでどおり、コスト、活動指標・成果指標等により現状を明らかにする。もう一つは、それぞれの事務事業につきまして、中長期的な方向性や事業の改善点について評価を行ってまいりたいと思います。

ただ、この中で、施策を構成する事務事業ということになりますと、その中には実行計画事業を含む予算事務事業がございます。実行計画事業につきましては、当該計画事業の進捗状況を事務事業評価表の中で明らかにしてまいりたいと考えています。

一方で、予算執行等の便宜上設けられた事務事業等、あるいは内部管理のみの内容としている事務事業がございますので、そういったものにつきましてはメリハリをつけると申しますか、事業の執行状況・コスト等の把握を目的としていくなど、一方で詳細な事務事業評価を行うものを位置づけるものに対しまして、評価表の簡素化を図ってまいりたいと考えております。

評価項目等につきましては、4 月までいまだ少し時間がございますので、引き続き検討をしていきたいと思っているところでございます。

裏面に参ります。この評価とあわせて行っておりました区民アンケートでございますが、これはあくまでも行政評価への区民参画という目的がございますので、その目的に沿って区民アンケートを実施していきたいと思っております。対象につきましては、今考えている素案でございますが、5 つの目標ごとに 1 施策を選んで、総合計画・実行計画の達成度について区民の皆様から評価を受けていくのはどうかと思っております。

アンケート結果につきましては、これまで以上に事業の見直しや施策の進め方の参考としまして、分析、活用をしていきたいと考えています。

実施方法につきましては、これまでどおり 1,000 人の区民を対象にした郵送によるアンケートとインターネットアンケートを行ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、財団等経営評価につきましては、これまでどおり実施させていただければと思っております。区が出資、出損している団体、区が財政支出や人的支援などを継続的に行っている団体を対象としまして、これまでどおり実施させていただきたいと思っております。

ただ、財団の経営評価につきましてはこれまでいろいろ指摘もいただきましたことから、評価項目や評価のプロセスなどの細部につきましては、引き続き検討してまいりたいと思っております。

最後に、外部評価につきましてもこれまでどおり、皆様の専門的知見を行政評価の客観性の確保に活用させていただければと考えているところでございます。これまでは、政策から切り分けて、2 つ、3 つの施策評価を対象として外部評価を行っていただいております。

来年度からも、これまでどおり、行政評価、財団等経営評価の中から選んでまいりたいと思っておりますが、行政評価につきましては、できましたら 32 の施策の中からお選びいただく。あるいはその 32 の施策ではなくて、先ほど申しました 600 のうちの 200 ぐらいが施策の体系からは外に出るという形になりますので、その 200 ぐらいの事務事業のうちで特に基幹的な事務事業について、数事業をグループ化して対象することもできるのかなど、漠然とした言い方で恐縮ですが、考えているところでございます。外部評価の対象施策等につきましては、これまでどおり外部評価委員会で選定させていただければと存じます。

外部評価は、基本的には書面審査でございますけれども、必要に応じまして所管へのヒアリングも行っていただきながら、誤解のない形で進めていただくということで、システム化することはできないかもしれませんが、そのように進めることもできればと考えているところでございます。以上でございます。

会長 外部評価の進め方についてはそれぞれお考えもあると思っておりますので、ご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

全く違った外部評価のあり方というの、ひそかに考えているパターンは僕はあるんですが、今までどこもやっていないような。

委員 ここに書かれていることでは、特に特徴的な表現がないので、別に私は何とも思わなかったんですが、ちょっとその前に 2 つほどご質問したいことがあります。まず、区民アンケートは私も以前からこの外部評価をやる上でも、あるいは行政評価でもすごく大事な意味合いを持っていると思っています。ここに従来どおりと書いてあるんですが、私の理解は従来もっと対象者が多かったような気がするんですが、今回減らしたということなんでしょうか。

行政管理担当課長 いえ、これは従来どおりでございます。

委員 そうですか。それから、インターネットもやっていたような気がするんですが、つなぎ方はどんなふうにしていたんですか。

行政管理担当課長 同じ内容でやっていたところでございます。

会長 両方式ですね。

委員 同じ内容というのは、対象者を……。

会長 いえ、郵送と。

行政管理担当課長 郵送のほうは、男女別、年代別の人口構成比率に基づいて、電算機器により 1,000 人を無作為で抽出しています。

委員 わかりました。私はちょっとその辺が、従来もっと数が多かったというふうに理解していましたもので。じゃ、理解しました。

それからもう一つ、先ほどの個別の監査報告というのは、これも非常に大事な情報だといつも思っているんですが、実はその割には、私どもはテーマを設定するところはやるけれども、行政評価と監査報告は結果的には別々のほうに行っているんですが、私はうまくつなげて、相互が利用し合えるようなスタイルにするのがすごく大事だと思っているんですね。というのは、行政評価という評価方式とあわせて、国も部分的にやっていますが、プログラム評価という詳細な評価が個別の幾つかのテーマごとに各省庁がやっているという、そのスタイルに意味としては個別監査は近いと僕は思っています。

じゃ、ああいう分野で指摘されたことが行政評価の指標との関係で、本当は行政評価は即応性がある、それを個別監査に反映させるというのが普通の理解なんですが、逆にこういういった詳細な検討をしたことが行政評価指標や評価のやり方にどうやって改善点としてフィードバックされるか。そういうものがあると、僕は行政評価の質がすごく上がると思うんです。今回もう一回仕切り直すということなので、それぞれがテーマを選んだら後は

別の道を歩くんじゃなくて、もう一回つなげるようなことを、この外部評価の議論の中に入れるというのはいかがでしょうかと提案です。

会長 それは、今までも個別外部監査の結果についてはご報告いただいて、我々としても意見があれば申し上げてきたんですよ。全く連携がなかったわけではないんですが、多分基本的に違うのは、個別外部監査というのはあるポイントに絞ってやるので、我々外部評価として求められているのは、結果的には全部までやれないんですが、なるべく3年とか5年かけて全部の領域について、外部者としての第三者的な外部の目を浸透させるのが大きな役割だと思っただけです。

だから、スポットをやるというのが個別外部監査であって、我々としては体系的な目で、毎年は見れないのでローリングしながらでも見ていくというのが期待されているところじゃないでしょうかね。

委員 以前から申し上げているんですけども、今の外部評価というのは委員個人の評価であって、外部評価委員会としての評価になっているかということ、その辺が弱いのではないかと考えています。外部評価委員会できょうのような形で議論はなされるんですけども、それも個々の委員と担当課とのやりとりに終始してしまっている。

ですので、例えば2つでも3つでも、もう少し対象を絞り込んだ形で、委員会として議論をした上で、委員会として評価結果を担当の方とやりとりをするなり、もっと深められるような仕組みにしてもいいのかなと。今のやり方だと、資料を受け取って、評価して、ここで担当課とやりとりをして、それが報告書になりましたというだけのような気がするんです。

せっかくこれだけの皆さんに委員としてお集まりいただいているので、もっと専門の視点で議論を深めた形で外部評価をしてもいいのかなと。そのときには担当の部署とヒアリングなり何なり、もう少し時間をとるとかしながらでもいいです。その辺のやり方はいろいろあると思うんですけども、今のやり方だと、本当に委員個人の評価がそのまま出てしまっているところに、委員会としてもったいないかなという印象は受けています。

委員 それは私も同感なんです。僕も7~8年見ていて、いつもそれがタイミングを見て、今のような問題意識で議論がなされるんだけど、結局、分量とマンパワーで、私どもの労力との関係でそんなにやれないという実態で、結局は分担作業的なものが前面に出てしまって、あとは順番を変えることによってカバーしているけれども、実際上はその

たびに各委員がそう思ったことということで終わってしまっている。

そういう意味では、ずっと見てみますと、もうちょっと質の改善が行われていいはずなのに、そこに行っていないなど。杉並の評価制度そのものは日本の自治体の中ではレベルは高いんだけど、これだけいろいろやってきている割には、一步質が高まるはずなのが高まらないなどというのはあるんですね。時間と労力をかけてここで議論をすれば、それは今 さんが言われたようになるんだけど、そうはいけないという実態を僕は毎回見てきた。

僕が個別外部監査のほうにもう一つ期待をしているのは、そこはかなり突っ込んだものがあるなら、その成果を評価指標なり評価の仕方の中にフィードバックすれば、少なくとも 1 つずつぐらい、保育なり、あるいはいろんなものやってきたところが、ではこっちの評価制度にどう反映されたかということになると、質の改善が一步一步なされているというふうになるんじゃないかなということできき申し上げたんですね。

会長 それはわからんわけじゃないですけども、ただ、外部評価の役割というのは結局システム的な見方なので、逆に言うと、効果があったかどうかというのもシステムをどうつくっていくかにかかわってくるんですよ。だから、外部評価が頑張っても、質がいい評価は多分もっと複数の目でやればできると思いますけれども、結果的にこれは仕掛けの問題で、行政評価システムをどのようにつくっていったら 例えばどぎつくやろうと思えば幾らでも効果が出ることは可能なんです。外部評価委員でこういうのがとれたら、必ず予算が削減されるとかね。逆に、若干いい評価になったら、ちょっと予算がふえることをもう確約しておくようにすればもっと必死になるだろうし、我々の影響力は大きくなると思います。

多分、もともとかどうかわかりませんが、今の区長のお考えはわからないけれども、外部評価委員会というのはそこまでしゃばってはいけないと思うんですね。外部評価委員会だから客観性を担保するとか、第三者的に、これで大体それぞれの評価をやっていますよということにとどまっていけないのではないかと、僕は個人的にはそう思っているんですね。もっと関与してくれと言われれば、それはそうできますが。

結局、効果があったというのは、杉並が事業仕分けなんてやれば非常に甚大な効果があるわけで、でも、それは仕組みがそういうふうになっていたからであって、今でも個別的にやっていただいていますけれども、非常に大きな効果を与えようと思えば、それは仕掛



けをつくれればいいので、できるんですが、そこは望まれているかどうかということによるので、我々として余りそこら辺まで頑張ることはということと、あと会長的な考え方ですけども、一応今までの評価も外部評価委員会としての評価となっているんですけども。

委員 それは確かですね。

委員 この「行政評価の目的」の中の(2)というのは新たに加わったものですか。従来から同じような記載になっていましたでしょうか。

行政管理担当課長 従来からも基本計画の進行管理ということはありませんで、これまでの基本計画の体系をもとにしまして、政策、施策、事務事業のヒエラルキーをつくってしました。全体としては(1)の質の高い行政の実現ですとか、これに敷衍しました説明責任の徹底ですとか、そういったほうにどちらかという重みが乗っていて、(2)番の計画の進捗といったほうについては、言葉は悪いですけども、余り重みが乗っていなかったのかなと思っています。

ただ、今回は改めて総合計画を策定して、これを戦略的にと申しますか、強調しながら区も施策を進めていくということでございますので、25 年度以降につきましては重点化させていただいて、こうした計画の進捗に資するものとしていくことが必要なのかなと考えております。

委員 お伺いしたのは、基本構想の中に、この基本構想実現のための進捗状況の把握評価、管理の仕組みについて検討するというを書き込んだわけですよ。ですから、何か新たな仕組みを今後検討していくということがこちらの方向性として示されている中で、この案をもってその要請に応えたことになるとお考えなのかどうか、それはちょっと確認したいと思ってお伺いしました。

企画課長 今のご質問なんですけれども、確かに基本構想の審議会でそういう議論がなされて、その結果を受けて、総合計画・実行計画に区民とともに実現する基本構想ということの仕組みづくりのために、「基本構想実現のための区民懇談会」をつくるということになってございます。

今年度から 10 年間の期間でやるということで、まだ実は制定していないんですけども、3 月に開催する予定で、以後 10 年間、多くの方にかかわっていただくほうが効果的だと思うので、総合計画が 3 年、4 年、3 年と 3 期に分かれていることから、その期ごとに委員を改正してやっていこうと思っています。

そうなりますと、当然そこに進捗状況、達成度をご報告して、意見をいただいて、直近の予算、あるいは計画改定の際に皆さんの意見を反映させますという形になっていきますので、そのときに計画の進捗状況だけまた別に所管のほうに投げて、どうなったかというのを書いてもらうよりは、この行政評価の仕組みを活用して一体として見せていくことが必要ではないかと思っています。

また、あわせて、自治基本条例のほうに議会にもその進捗を報告することが明記されました。行政評価を軸に経営報告書という資料を作成して、それぞれの事業、施策ごとにどれだけの活動量があったのか、成果指標はどうだったのかということを議会に対して報告しているんですけども、議会からよく言われるのが、個々別々の施策、事務事業については報告があるのはわかるけれども、全体として 総合計画が何%達成というのはなかなか難しいんですけども、総体として見せてもらったことがない。計画をつくるときはいろいろ意見を聞かれて、大さわぎしてつくるんだけど、やった後の進捗状況とか成果は、トータルでの説明はなかなか見えにくいという意見もいただいています、そういうこともあって、自治基本条例に明記したという経緯がございますので、一層意を用いてこの行政評価の制度を使っていきたいという意味でございます。

委員 今たまたま出てきたんですが、通常書かれている目的には、オーソドックスな説明責任というのは大体どこの自治体でも入れるんですが、今回それを外したのは何か意味があるんですか。

行政管理担当課長 特別な意味はないんですけども、「質の高い行政の実現」の中の1つの要素なのかなと思っていますところでございまして、質の高い行政の実現のためコストを明確にする、中長期的な方向性や執行方法の改善について明らかにするということにつきましては、当然、説明責任を果たしていくんだということで、この(1)番の中に含まれるかなと考えたところでございまして、言葉としては外したところでございます。

会長 それはかなり議論する余地はあるんですけども、我々の権限を超えている話なので言いませんけれども、やや内向き志向的とか、計画管理的な要素が強くなったというのは、多分ほかの委員も感じておられると思うんです。

委員 ここに。目的と評価内容は項目立てで説明されているんですが、評価結果がどう活かされるのか、どう活用していくのかは今後検討ということですか。例えば、施策評価で妥当性、優先性を評価して、結果として優先性がないと判断されたものは削れるのか、

それとも 5 年間はそのままフィックスなのか、それはこれから検討ですか。

行政管理担当課長 私どもは、計画の改定を概ね 2 年置きに行っていく予定でございますので、その改定にあたっては当然活かされてまいります。

委員 検討中だからこの案に記載がないのかもしれないんですが、結果をどう活用するかという点についても、今後、案が詰まった段階では提示していただけるといいと思います。

行政管理担当課長 はい。承知いたしました。

会長 いずれにしても、こうあるべきだという考え方は私もありますけれども、我々は一応外部評価委員会なので、それをどのように区が位置づけられるかによって我々の活動内容は変わってきますので、私は割合禁欲的に動いていて、もっと主導権をとってくれと言えは幾らでもとれるんですが、私個人としてはそういうふうに思っております。

ただ、委員とか委員のように、もうちょっと積極的に関与したいというご意見も当然よくわかりますので、そこら辺は我々はあと 1 年、来年度も任期がありますので、その中でもうちょっと外部評価委員会が積極的に関与する方向がいいかどうかという……。

委員 そういう意味じゃなくて、最初に評価委員会の役割の中に評価制度についての意見みたいなものも含まれているので、それで、評価制度と言えは、今申したような目的から始まって、いわば組み立ての考え方みたいなものがあるから、それで申し述べたわけです。

会長 それで、これを聞いているわけですね。

委員 そういう意味では、私どもに課せられた中身の 1 つだと思っているんですね。どういう意味合いで評価制度をつくってやっていくかという、そういう意味です。

会長 そうですね。いろいろお考えはあると思いますので、きょうのところはとりあえずこれで、これはまだ案ですから、これをお聞きして、またご意見をちょうだいするということで、まさしく総括意見、事務局がこれから説明されると思いますが、外部評価報告書の中でそういうことも含めてご意見をちょうだいしたいと思います。

では、事務局のほうから今後のスケジュール等につきましてお願いします。

行政管理担当課長 それでは、また私のほうからご案内させていただきます。資料の 4 でございます。

きょういろいろご議論いただいたところで、対処方針等の微修正、あるいはきょう参加していなかった所管のほうにもお話を伝えさせていただいた上で、対処方針につきまして

は、またメール等でキャッチボールをさせていただきながら修正等の対応をさせていただきたいと思います。

資料の 4 につきましては、外部評価委員会として最終的につくることになる報告書の構成案でございまして、平成 24 年度に行いました外部評価の概要、2 番目としましては外部評価結果をそれぞれ述べていって、「杉並区行政評価制度に関する意見」、「行政評価に対する総括意見」を頂戴していきたいと思っているところでございます。

その意見につきましては、これも例年で恐縮でございますが、裏面の「事務事業評価・団体等経営評価に対する外部評価について」、もう一つは「杉並区の行政評価制度について」、この 2 つについて総括意見を賜ればと思います。

本日以降、こちらにつきましてもメールを送らせていただきますので、3 月 1 日を期限とさせていただいて、ご提出いただければと思います。以上でございます。

会長 ですから、今いろいろご意見をちょうだいしたのは、むしろ 2 の「杉並区の行政評価制度」についてというところでお書きいただいて。

委員 今の議論の紙は今年度の分に入るんですか。それとも来年度の。

会長 それを別に前提にしなくても、自分としてはこうあるべきだと書けばいいと思います。

委員 これはきょうの議題だから。

会長 これは聞いたことにしてもいいんじゃないですか、別に。これは議事録上の配布資料になっていますよね。だから、事務局案のこういうことについてはもっとこういうふうにしたほうがいいんじゃないかということは申し述べていいと思いますが。

ただ、ここではむしろ、杉並区の行政評価制度はもっとこういうふうにやったほうがいいんじゃないかとかいうことをお書きいただく。あるいは今の運用状況ではこうだとかいうことで、まさしく 2 のところが重要だと思うんですね。

きょう議論できなかったんですけども、外部評価としての質をもうちょっと高める方策というのは、今までのような方向ではない全く新しいやり方も、次回以降、会長試案というのも、もし時間があれば申し上げてもいいと思いますが、多分それは実現しないと思いますが、そういうこともまた議論を。

委員 例えばきょうの議論の中で僕が幾つか指摘した中で、あれはある意味では今までも、本当に何年か置きに似たようなことが出てくるもので、そうすると、僕らは常にそう

いう問題を提起して改善をして、まさしく質が年々、10 年たったら上がっているというふうに期待をしながら高い質を目指しているのに、また 3 年ぐらいたつと同じことが出て、また担当の課長さんから「今度改善します」というようなことだと、どうも何かそこが、このやり方自体、こちらの運営そのものが非効率じゃないかという気がして、その能率を上げることも僕は区の行政の質の高い評価であり、質の高い行政の一環だと思ったもので。

会長 だから、それは自主性に任せると今のようなことになるので、やっぱり外部評価委員会としてはこういうコメントをいただいたら、自動的にこれは何らかの対策をとらなければいけないとか、そういう仕組みをつくってもらわない限りは。事業仕分け的な公開の場で何か意見を言えば、あるいはもともと我々のを活用しようという意図があったから非常にインパクトがあったわけですよ。

だから、そういう条件が整わなければ、幾ら我々が頑張っても、あるいは毎年同じようなことを言っているんですけども、それが向上にならないというのは、その仕組みづくりなので、仕組みづくりについてのアイデアは幾らでもありますが、外部評価委員会としてはその仕組みづくりまでは言えない。言ってもいいというのだったら言いますけれどもというのが私の立場なんです。それはまた次年度以降、議論したいと思います。

委員 ほんの少しずつでも改善をするという。そんなに大げさなことじゃなくて、少しずつ改善しながらというやり方はあると思うんですね。膨大な今までの情報の蓄積がみんな記録に残っているじゃないですか。それが少しずつでも中に取り込まれていくと、10 年たったときに「ああ、随分よくなったな」となると思うんです。

会長 それが相変わらず執行率のようなものが残っていると。それは思います。思いますが、そこはやっぱりまさしく研修だとか、意識改革とか、ある意味で強制的な仕組みをつくっていくのかとかいう仕組みづくりなのか。それはむしろ別の委員会でやっていただいているはずだというのは、僕はすみ分け論でやっているのだから、そういうことまでやってくれと言うなら幾らでもやりますが、きょうは時間も超過しておりますので、この辺でとりあえず外部評価委員会としての今回の審議は終わりにしたいと思います。

どうも長時間、お疲れさまでございました。